

地域農業経営基盤強化促進計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和6年6月5日

多古町長 平山富子



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区名
 - (1) 船越地区
 - (2) 東部・東輝地区
 - (3) 間倉地区
 - (4) 五辻地区